

## 傷病手当金

傷病手当金は、健康保険の被保険者が病気またはけがの療養のため、働くことができず、そのために給料をもらうことができない場合に、休業中の被保険者の生活を保障するために支給されるものです。給付金額の計算方法について、支給開始される前1年間の給与を基に計算された金額で支給されます。

### ●支給要件

次のいずれにも該当している場合に支給されます。

- ① 業務外の事由による病気やけがの療養のための休業であること
- ② 労務に服することができないこと
- ③ 労務不能の日が連続して3日間（待期期間）あること
- ④ 労務不能により報酬の支払がないこと

待期期間（労務不能日連続3日）とは

傷病手当金は休業4日目から支給され、その前の3日間の休業日は待期期間といい、連続していなければなりません。

1日休	2日休	3日出	4日休	5日休	6日出	7日休	8日休	9日出
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

★上の場合は、休業が連続して3日間ないので、不支給です。

1日休	2日休	3日出	4日休	5日休	6日休	7日休	8日休	9日休
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

★上の場合は、4～6日の3日間で待期期間が完了するので、7日目から支給されます。

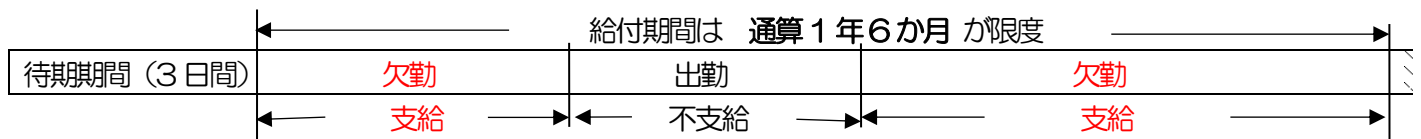
※ 年次有給休暇や公休日も待期期間に算入できます。

### ●給付額（1日あたりの金額）

（支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額）÷ 30日 × 2/3

### ●給付期間

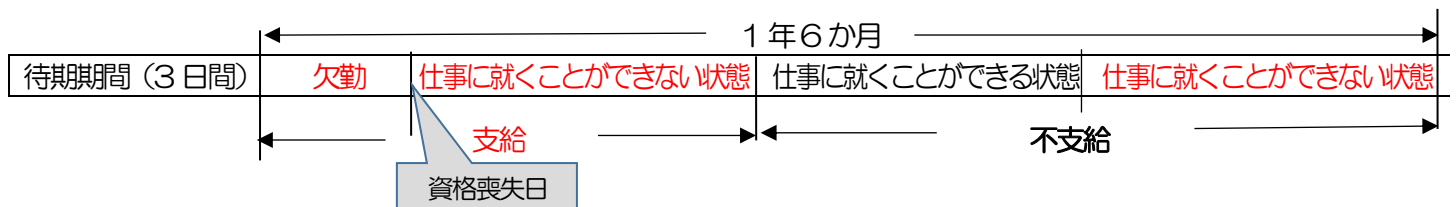
同一の傷病について支給開始の日から、通算1年6か月間が限度です。



### ●継続給付の支給要件

傷病手当金は、被保険者資格を喪失した後も次のいずれかに該当するときは支給されます。

- ① 資格喪失の日の前日まで継続して1年以上被保険者資格を有していた者が、傷病手当金受給中に退職し、引き続きその傷病のため就労できないとき
- ② 資格喪失の日の前日まで継続して1年以上被保険者資格を有し、報酬を受けていたため傷病手当金を全額支給停止されていた者が退職し、引き続きその傷病の療養のため就労できないとき  
ただし、一旦仕事に就くことができる状態になった場合、その後更に仕事に就くことができない状態になっても、傷病手当金は支給されません。



### ●支給調整・・・事業主から報酬が受けられるとき

傷病手当金は、報酬の全部又は一部を受けられる者に対しては支給されません。ただし、報酬の額が傷病手当金の額より少ない場合はその差額が支給されます。

### ●その他

- ・療養には、自宅静養や自費診療（保険外）の場合も含まれます。
- ・傷病の状態が労務不能であれば、家事の副業に従事した場合でも支給されます。
- ・病原体保有者が隔離収容され、労務に服することが出来ない場合も支給の対象となります。
- ・協会けんぽでは、給付金の振込口座は原則として被保険者のものに限られます。